三　当該試験研究の実施期間
四　当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
五　当該試験研究の実施場所
六　当該試験研究の用に供される設備の明細
七　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
八　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

第二十条第十二項中「第二十七条の四第十八項第三号」を「第二十七条の四第二十七項第三号」に改め、同項第二号中「日に」を「直前に」に改め、同号イ中「次号イ」の下に「及び第二十一項」を加え、「イ及び次号」を「以下この項及び第二十一項」に改め、同項第三号中「その出資を受けた日に」を「受けた出資の直前に」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項中「第二十七条の四第十八項第二号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十七項第二号に規定する財務省令」に、「事項と」を「事項（当該法人が法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項）と」に改め、同項第一号中「施行令第二十七条の四第十八項第二号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第二十七条の四第十八項第二号」を「第二十七条の四第二十七項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）

第二十条第十一項を同条第十八項とし、同条第十項中「第二十七条の四第十三項第一号」を「第二十七条の四第二十二項第一号」に、「同条第十五項第一号ハ⑵」を「同条第二十四項第一号ハ⑵」に、「第二十七条の四第十七項」を「第二十七条の四第二十六項」に、「（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第十五項第六号」を「第二十七条の四第二十四項第六号」に、「同条第十五項第五号イ」を「同条第二十四項第五号イ」に、「第二十七条の四第十五項第五号ロ」を「第二十七条の四第二十四項第五号ロ」に、「第二十七条の四第十五項第五号ハ」を「第二十七条の四第二十四項第五号ハ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項の次に次の七項を加える。

10　施行令第二十七条の四第十七項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第十五項において同じ。）は、同条第十七項各号列記以外の部分に規定する分割等（以下この項及び第十五項において「分割等」という。）の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　申請をする分割法人等の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二　分割承継法人等（施行令第二十七条の四第十七項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名
三　分割等の年月日
四　移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由
五　分割承継法人等が移転事業及び当該移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員
六　その認定を受けようとする合理的な方法
七　その他参考となるべき事項

11　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。

12　施行令第二十七条の四第十七項の認定（施行令第三十九条の三十九第十六項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法により移転売上金額（施行令第二十七条の四第十七項第一号イに規定する移転売上金額をいう。以下この条において同じ。）及び移転試験研究費の額を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

13　税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人（その認定が施行令第三十九条の三十九第十六項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人）に対し、書面によりその旨を通知する。

14　第十一項又は第十二項の処分（第二十二条の二十三第十一項又は第十二項の処分を含む。）があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第四十二条の四第八項第三号に規定する適用年度において、同項第六号の二に規定する基準年度比売上金額減少割合及び同項第六号の三に規定する基準年度試験研究費の額を計算する場合のその処分に係る移転売上金額及び移転試験研究費の額についてその処分の効果が生ずるものとする。

15　施行令第二十七条の四第十七項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出をする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二　相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名
三　分割等の年月日
四　分割法人等の基準事業年度（施行令第二十七条の四第十四項に規定する基準事業年度をいう。以下この号において同じ。）開始の日又は分割承継法人等の基準事業年度開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準事業年度終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含む当該分割法人等の各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）の売上金額（同項に規定する売上金額をいう。以下この号及び第四十五項第四号において同じ。）及び移転売上金額並びに同条第八項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度）にあつては、当該分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに同項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限る。）
五　その他参考となるべき事項

16　施行令第二十七条の四第十九項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出をする当該現物分配に係る被現物分配法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二　当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名
三　当該現物分配の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）
四　その他参考となるべき事項

第二十条の二を次のように改める。

第二十条の二　削除

第二十条の三第二項及び第三項中「第二十七条の六第二項」を「第二十七条の六第一項」に改め、同条第五項第二号中「を除く」を「にあつては、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る」に改め、同項第十一号中「物品賃貸業及び」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　不動産業